

鳥取県消費者被害防止のための通話録音機能付電話機等 購入補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業開始2週間前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則14日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

※※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (3月31日まで)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い(全額概算払します)

実績報告書提出の後、審査を経て補助金交付額を
確定し、確定通知を発出します。